

# 山梨県公報

第千五百八十九号

平成十七年

七月二十五日

月 曜 日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 目 次

道路の供用開始.....五三三  
換地計画の適当決定.....五三三

## 告 示

### 山梨県告示第四百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	一三七号	笛吹市大字御坂町上黒駒字横川 五一四八番の一地从先から 笛吹市大字御坂町上黒駒字毛頭 七七五番地先まで	三三八五・〇	平成十七年 七月二十六 日

### 山梨県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった小荒間地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成十七年七月二十五日

- 縦覧書類  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
平成十七年七月二十六日から同年八月二十二日まで
- 縦覧場所  
北杜市役所長坂総合支所
- 異議申出期間  
平成十七年八月二十三日から同年九月六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番